# 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月6日

【届出者の氏名又は名称】 日本製粉株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03-3350-2368

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 五月女 豊一

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

 【代理人の住所又は所在地】
 同上

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

【縦覧に供する場所】 日本製粉株式会社

(東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、日本製粉株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、オーケー食品工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

# 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月8日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、法27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

# 2【訂正事項】

- 第1 公開買付要項
  - 6 株券等の取得に関する許可等
    - (2) 根拠法令
    - (3) 許可等の日付及び番号

# 3【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から30日を経過するまで(以下、「待機期間」といいます。)は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成22年11月5日付けでかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付でかかる事前届出が受理されており、待機期間は平成22年12月5日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「第1公開買付要項」の「11その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

#### (訂正後)

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」といいます。)第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から30日を経過するまで(以下、「待機期間」といいます。)は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成22年11月5日付けでかかる事前届出を公正取引委員会に提出し、同日付でかかる事前届出が受理されており、待機期間は平成22年12月5日に終了いたしました。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。また、公開買付者は公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておらず、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間(以下、「措置期間」といいます。)は終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

本届出日現在、該当事項はありません。

### (訂正後)

許可等の日付 平成22年12月5日(措置期間の終了による) 許可等の番号 公経株第155号(事前届出における受理番号)